

近畿北陸整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧（平成22年度）

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) *注1	契約面積 (ha)	選定基準*注2	重点化基準*注3	B/C*注4	備考（重点化基準の具体的内容）
1	京都府綾部市	8	イ	①	2.34	(由良川流域)
2	兵庫県養父市（養父郡大屋町）	3	ア	①②	2.29	併括管理（①円山川流域 ②西大簡易水道）
3	兵庫県朝来市（朝来郡生野町）	10	ウ	②	2.91	(黒川ダム)
4	兵庫県たつの市（揖保郡新宮町）	8	ウ	①	1.99	(揖保川流域)
5	兵庫県宍粟市（宍粟郡波賀町）	4	ア	①	3.51	併括管理（揖保川流域）
6	兵庫県佐用郡佐用町	5	ウ	②	2.41	(久崎簡易水道)
7	兵庫県豊岡市	10	ウ	①	3.40	(円山川流域)
8	兵庫県養父市（養父郡大屋町）	4	イ	①②	2.28	併括管理（①円山川流域 ②西大簡易水道）
9	奈良県吉野郡吉野町	5	ア	①②	2.22	(①紀ノ川流域 ②津風呂ダム、柳浄水場)
10	奈良県五條市（吉野郡西吉野村）	14	ア	①	2.86	(紀ノ川流域)
11	和歌山県西牟婁郡白浜町	8	ア	①②	2.60	(①日置川流域 ②殿山ダム)
12	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	40	ア	①②	3.21	(①熊野川流域 ②西飲料水供給施設)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C $\geq$ 1.00。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。